

WEB フォト販売約款

ワタベウェディング株式会社（以下、「当社」といいます）では、ワタベウェディング WEB 販売サイト（以下、「本ウェブサイト」といいます）を經由して、WEB 販売するフォトプラン（以下、「WEB フォト販売プラン」といいます）に係る契約内容につき、次のとおり約款を定めておりますので、予めご了承ください。また、約款の内容・ご利用料金等に関しましては予告なく変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

第1条 契約内容

- (1) WEB フォト販売プランご購入に際しては、お客様がフォト撮影に必要な場所・会場の提供・フォトグラファーの手配および撮影、衣裳等に関するサービス等（以下、「本サービス」といいます）の提供を受けていただけるよう、当社と契約を締結していただくこととなります。
- (2) お客様が、当社と締結いただく契約は、基本プラン契約（以下、「基本契約」といいます）と、基本プランに加え、追加でサービスを行う契約（以下、「オプション契約」といいます）といたします。
- (3) 基本契約およびオプション契約（以下、総称して「本契約」といいます）を締結するにあたり、次に定める各提示書面（以下、総称して「提示書面」といいます）にて、本サービスの内容・条件を補完するものとします。
 1. 本ウェブサイト上に掲載している本サービス内容・販売価格・キャンセル条件（以下、「掲載条件」といいます）。
 2. お申込み完了後に本ウェブサイト上に作成されるお客様専用ページ（以下、「MyWedding ページ」といいます）にて確認いただける手配最終確認書。

第2条 お申込み時のご注意

- (1) お客様もしくはご参列者が本サービスの最中に疾患、障害その他の理由により本サービス提供が不可能となった場合、当社の判断により、必要な処置をとらせていただきます。この場合、本サービスの再実施はできません。
- (2) お客様もしくはご参列者が他のお客様にご迷惑を及ぼし、又は本サービスの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、本サービス提供をお断りする場合があります。
- (3) 予め設定された指定のお時間までに、お客様が到着されない場合、本サービス

の提供をお断りする場合があります。

- (4) お客様もしくはご参列者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合は、本サービスの提供もしくはご参列をお断りさせていただきます。
- (5) お客様が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又は同様な行為を行なったと認められるときは、お申込みをお断りさせていただきます。
- (6) 本契約のお申込みは、本名でのお申込みのみとさせていただきます。本名以外のご予約は一切引き受けません。
- (7)

本サービスを実施する当該海外地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」よりレベル高の危険情報が出された場合や官公署からその他危険情報が出された場合は、当社は原則として本サービスの提供を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合（当社での本サービスが提供可能な場合）において、お客様がお客様のご都合・ご判断で本サービスを取消しされるときは、お客様事由のキャンセルとみなし、掲載条件に基づくキャンセル料が必要となります。
- (8) 本サービスを実施する当該国内地域について、気象庁から台風等の災害に関する危険情報が出された場合は、当社は原則として本サービスの提供を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合（当社での本サービスが提供可能な場合）において、お客様がお客様のご都合・ご判断で本サービスを取消しされるときは、お客様事由のキャンセルとみなし、掲載条件に基づくキャンセル料が必要となります。
- (9) 前各号の他に、当社が本サービスの提供するにあたって支障があると判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

第3条 本契約の成立

- (1) ご予約可能な状態の場合、本契約は、本ウェブサイト上のお申込み内容の確認画面にある「確定する」ボタンを押し、「Order Complete」が表示された時点で成立いたします。
- (2) ご予約を承れるか否か本サービス催行地に確認を要する場合、本契約は、お引き受け可能になった後に、My Wedding ページ上に表示される「お支払いへ」ボタンを押し、「お支払いのご確認」が表示され「支払う」ボタンを押した時点で成立いたします。

第4条 本契約の変更・追加

本契約の変更・追加は、オプション契約のみ引き受けております。基本契約内容（日

時・撮影等)の変更においては、一旦、本契約を解約いただき、新たにお申込みの手続きをお願いいたします。

(1) オプション契約の変更

すでに契約成立したオプション契約のみ契約解除を行うこととし、オプション契約の掲載条件記載のキャンセル料を支払うことにより、契約内容の変更を行えるものとします。

(2) オプション契約の追加

追加するオプション契約のみの新たな契約を締結することにより、契約内容の変更を行えるものとします。

第5条 本契約の解除

(1) お客様は掲載条件に記載されたキャンセル条件に基づくキャンセル料を支払うことによって、本契約の契約解除をすることが出来ます。

(2) 契約解除のお申し出は、My Wedding ページよりお受けいたします。

(3) 基本契約を契約解除する場合は、オプション契約(第4条(2)の場合も含む)もあわせて契約解除となります。

(4) オプション契約のみを契約解除する場合は、基本契約は契約解除とはなりません。

(5) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本契約又は提示書面の規定に違反した場合もしくは、違反していることが明らかになった場合は、当社は何らの通知催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。この場合に、お客様が損害を被ったときは、当社は一切の賠償の責を負いかねます。また、当社が損害を被ったときは、当社はお客様に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第6条 変更補償金

当社は、基本契約成立後、次表に掲げる事項が生じた場合は、WEB フォト販売プラン代金に次の表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を損害賠償金として本サービス提供日翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。

当社が変更補償金を支払う事項	変更補償金	
本サービス提供日又は撮影場所・会場の変更の場合	本サービス実施日前日から起算してさかのぼって14日目以前の場合、 本契約における基本プラン契約代金	本サービス実施日前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降当日までの場合、基本プラン契

	の 50%相当額	約代金の 100%相当額
上記以外の基本契約の一部の変更又は不履行、又はオプション契約の変更又は不履行	変更又は不履行となった本サービス相当額の商品のご提供若しくは本サービス代金相当額を限度としてお支払いいたします。	

第7条 当社の責任

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者（以下、「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生日の翌日から起算して90日以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

第8条 お客様の責任

- (1) お客様（お客様が直接ご依頼された事業者、来場者を含む）の故意又は過失により、撮影場所・会場の設備・什器備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害を賠償していただきます。
- (2) 海外旅行に必要な旅券（パスポート）、渡航ビザ等の手配はお客様の責任になります。

第9条 免責

次に例示するような事由により、契約解除もしくはお客様が損害を被られた場合におきましては、当社はその責任を負わず、第6条に定める変更補償金のお支払いもいたしません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる本サービス提供日程の変更もしくは中止
- ② 撮影場所・会場の都合による本サービス提供中止又はこれらのために生じる本サービス提供日程の変更又は中止
- ③ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる本サービス提供日程の変更、又は中止
- ④ 食中毒
- ⑤ 盗難
- ⑥ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮のため、本サービス提供日程変更もしくは取消す場合
- ⑦ その他、当社の関与しえない事由が発生した場合

第10条 個人情報の取扱い

お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法及び当社プライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

第11条 その他

- (1) 本契約に関する申込時間・契約解除の受付時間等は、全て日本時間を適用するものとします。

- (2) 提示書面に記載していない別項目の商品もしくはサービスをご希望される場合、ご希望いただきました商品・サービス内容に基づいた料金をご案内させていただく場合があります。この場合、直接現地店舗にてご清算いただく場合があります。
- (3) 本約款及び提示書面に記載のない事項その他の疑義が発生した場合には、お客様と当社で協議のうえ解決するものとします。
- (4) 本契約に関する紛争の裁判は、日本国の京都地方裁判所を専属的合意管轄といたします。
- (5) 本契約は日本法に準拠し、解釈されるものとします。
- (6) 本契約は日本語によって締結されます。英語版は参考用のためだけのものであり、両者に解釈上の食い違いが生じた場合は日本語版が優先するものとします。